

昭和初期における足利都市計画風致地区の設定過程についての一考察*

A Historical Study on Set Process of Ashikaga City Planning Scenic Beauty District at the Beginning of the Showa Era

福島二朗**・中川三朗***・堀口恭兵****

By Jiro FUKUSHIMA, Saburo NAKAGAWA and Kyohei HORIGUCHI

概 要

2003年7月に打ち出された「美しい国づくり政策大綱」を受けて、2005年6月に「景観法」が全面施行された。景観に関する法制度はこの「景観法」により結実したが、一方、景観保護や都市美に関する施策は従前から行われており、1919年公布の旧都市計画法および市街地建築物法に明示された風致地区・美観地区がその端緒となる。本研究では、その出発点における導入背景および計画概念を明確にすることを目的に、足利市を事例として足利風致地区の設定過程とその考え方の分析、足利風致地区の特徴について検討を行った。その結果、わが国の風致保護の手法は点から面、また保護・維持から創造へと移行していったこと、さらに、足利風致地区の設定は大きな観光資源を有しない一地方都市としての位置づけ・意義等が確認された。

1. はじめに

2003（平成15）年7月に「美しい国づくり政策大綱」が打ち出され、これを受けて翌2004（平成16）年6月に「景観法」が一部公布され、さらに2005（平成17）年6月に同法が全面施行されるにおよび、これからの都市計画行政における重要課題となった。このように、景観に関する法制度はこの「景観法」により結実したが、一方、景観保護や都市美に関する施策は従前から行われており、1919（大正8）年公布の都市計画法（旧法）および市街地建築物法に明示された風致地区・美観地区がその端緒となる。そして、その出発点における導入背景および計画概念を明確にすることが、今後の景観行政にとって重要であると考えられる。

このような背景を踏まえ、本研究では、全国的に風致地区制度が運用されていく昭和初期においてその設定が行われた栃木県足利市を事例対象として、①わが国における風致保護についての概念の変遷、②足利風致地区の設定過程とその考え方、さらに、③足利風致地区の特徴について、分析および考察することを目的とする。

なお、本研究は足利市をケーススタディとしたが、地方都市における風致地区設定の基本的な考え方の解明に示唆を与えるものとする。

*keywords：近代、足利市、風致地区、計画理念の分析

**正会員 足利工業大学都市環境工学科助教授

***正会員 工博 足利工業大学都市環境工学科教授

****学生会員 足利工業大学大学院都市環境工学専攻
(〒326-8558 足利市大前町268-1 TEL0284-62-0605)

2. わが国における文化財から風致保護に至る過程の概要

明治維新を契機として、わが国では欧米を模範とした文化・制度・技術の移植導入により、近代的資本主義社会の早期実現が志向された。文化・思想の概念においては、欧米の先進文化の過度な崇拜風潮が横行し、神仏分離令を引き金とした廃仏毀釈の影響等により古美術等の旧物破壊が行われた。このような風潮の中、わが国固有の古文化財は破壊の危機に直面したが、反面、古来からの古器宝物類を保護することの必要性が識者の間に認識され、そのための保護令の布達が建言された。こうして、1871（明治4）年に太政官より「古器旧物保存方」が布告された¹⁾。その後、1887（明治20）年の「臨時全国宝物取調掛」、1896（明治29）年の「古社寺保存会」の設置を経て、1897（明治30）年に「古社寺保存法」が制定された（法律第49号）。これは、由緒ある神社仏閣の建造物や宝物類の保存とその維持修理を主たる目的としていた。このように、「古社寺保存法」の制定により歴史的な美術品や工芸品の保護が図られたが、史蹟や巨樹名木等の天然記念物についてはいまだ放置されたままであった。1911（明治44）年3月、貴族院議員三宅秀により「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案」が提出され、同年12月には「史蹟名勝天然記念物保存協会」が設立された。そして、1919（大正8）年には「史蹟名勝天然記念物保存法」が法律第44号として制定された²⁾、³⁾。これにより、古美術だけでなく名所・旧跡や学術上価値のある植物等までその保護の対象が拡大された。さらに、この「史蹟名勝天然記念物保存法」が制定された1919（大正8）

年には、都市計画法（旧法。法律第 36 号）および市街地建築物法（法律第 37 号）が制定され、この両法には都市の景観・都市美としての風致地区および美観地区が盛り込まれていた。

表－1 に、わが国における文化財・風致等の保護に関する法制度の展開とその概要を示す。

表－1 わが国における文化財・風致等に関する法制度の展開

法制度	成立過程	内容	考え方	対象物
①古器旧物保存法 1871(明治4)年	神仏分離や廃物棄取による古文化財破壊への対応	古器旧物の目録、所蔵人のリストの製作	古文化財の認識と保存思想	美術品・建造物
②古社寺保存法 1897(明治30)年	日清戦争後の民族意識と社寺保存運動の高揚	古社寺の建造物・宝物類の保存・維持修理	社寺に限定される	社寺建造物・宝物
③史蹟名勝天然記念物保存法 1919(大正8)年	国土開発と工業化による自然破壊への対応	史蹟・名勝・天然記念物の保護	文化財保護に加えて自然保護の考え方の始まり	旧跡・名所・学術的動植物
④旧都市計画法・市街地建築物法 1919(大正8)年	風致・美観の保存の諸制度の成立期	都市計画区域内における地区の指定	歴史的・自然的景観、市街地の都市美の維持	都市の景観

（「文化財保護の歩み」等を基に作成）

3. 栃木県の「史蹟名勝天然記念物保存法」への対応

栃木県では、この「史蹟名勝天然記念物保存法」の制定を受けて、1920（大正 9）年 9 月に「栃木縣史蹟名勝天然記念物調査會規則」が栃木縣訓令甲第 39 号として定められた⁴⁾。この調査會規則は全 6 条から成り、その内容は、栃木県内に存する史蹟名勝天然記念物の保存に関する調査と審議を行うことを目的として（第 1 条）、そのための組織体制と職務が明示された。翌 1921（大正 10）年 5 月には同規則が改正され、会長への調査結果の報告が義務付けられる等、さらに 3 条が付け加えられている（栃木縣訓令甲第 21 号）⁵⁾。このようにして、調査のための体制が整備されるとともに、1922（大正 11）年 10 月には「史蹟名勝天然記念物調査報告＝関スル件」が各市町村長および学校長宛に示され、調査の依頼が行われた。この通牒には、標準（調査項目）が明示されるとともに、報告書の様式も示されていた。調査項目は、①史的記念物、②天然記念物、③勝地に 3 分類され、①はさらに「史料」と「史蹟」に、②は「動物」・「植物」および「地質」に細分化されていた。また、報告書の様式（報告内容）は、①名称、②所在地、③地目・地積、④所有者、⑤形状、⑥現状、⑦由来・伝説、⑧管理と保存、⑨その他必要なる事項、であった⁶⁾。

これを踏まえ、各市町村において調査が行われた。そして、その調査結果の報告を受けて、「栃木縣史蹟名勝天然記念物調査報告」第一輯⁷⁾が 1926（大正 15）年 4 月に発行され、次いで 1927（昭和 2）年 3 月に第二輯⁸⁾、さらに 1928（昭和 3）年 3 月には第三輯⁹⁾が発行された。このうち、足利市では「史蹟」として足利学校址と饒阿寺の 2 件が掲載されている。

4. 足利風致地区の設定過程についての分析

（1）わが国における風致地区の概念の確立

a) 大正 8 年の旧法に示された風致地区

都市計画法（旧法）が 1919（大正 8）年に制定され、その第 10 条に、

「都市計画区域内ニ於テ市街地建築物法ニ依ル地域又ハ地区ノ指定、変更又ハ廃止ヲ為ストキハ都市計画ノ施設トシテ之ヲ為スヘシ都市計画区域内ニ於テハ市街地建築物法ニ依ル地域及地区ノ外土地ノ状況ニ依リ必要ト認ムルトキハ風致又ハ風紀ノ維持ノ為特ニ地区ヲ指定スルコトヲ得」⁽¹⁾

とあり、はじめて「風致地区」が明示された。また、同施行令第 13 条には、

「風致維持ノ為指定スル地区ニ於ケル工作物、新築、改築、増築、若ハ除去、土地ノ形質ノ変更、竹木土石類ノ採取其他風致維持ニ影響ヲ及ボス虞アル行為ハ地方長官内務大臣ノ認可ヲ受ケ命令ヲ以テ之ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得」⁽²⁾

と謳われている。このように、「風致地区」はこの両法により明文文化されたが、この両法の成立には内務省都市計画課の初代課長を務めた池田宏の功績が大きかった。しかしながら、両法案の審議過程において大蔵次官の神野勝之助と“都市の美観”に関する論争があり、当初目途とした都市計画における都市美の位置づけが大きく後退してしまった。その背景には、都市計画の財源確保の問題が絡んでおり、両法案の成立との引き替えに“都市の美観”は都市計画の主たる目的から外されてしまったのである¹⁰⁾。このような状況の中、当初において「風致地区」は制度としては存在したがその運用においては機能しなかった。それは、目的とともに対象物が明確でなかったことにも起因している。こうした状況を踏まえ、風致地区の指定には暫く時間を要することとなる。

b) 昭和 2 年における風致地区の概念

1927（昭和 2）年、内務省都市計画技師・北村徳太郎により『都市公論』誌上に「風致地区に就て」という論文が発表された¹¹⁾。北村はこの論文の中で、抽象的であった「風致」の概念をある程度絞って示している。これにより、「風致地区」設定に際しての対象等が抽出されたが、その内容は必ずしも明確ではなく、言わば“イメージの提示”として捉えることができる。しかしながら、1930（昭和 5）年以降多くの都市において風致地区が設定されていくことになるが、その背景には、北村による風致地区概念の提示が大きな契機になったものと推察される。

表－2 に、北村が著した「風致地区」の概念を示す。

c) 都市計画資料に示された「風致景勝地図」作成指針

1927（昭和 2）年および 1933（昭和 8）年の都市計画区域調査資料の中に、調査項目として「風致景勝地図」

があり、その作成指針が示されている。この「風致景勝地図」は、その後の「風致地区」指定の際に大きく関与したものと考えられるので、ここではその内容について示す。

1927（昭和2）年に提示された「都市計画調査資料及決定標準」は、「1 都市計画区域調査資料」、「2 街路網及運河網調査資料」、「3 街路網決定標準」、「4 地域決定調査資料」、「5 地域決定標準」、「6 地域告示様式」、「7 土地區劃整理審査標準」の7章により構成されている¹²⁾。そのうち、「1 都市計画区域調査資料」として、以下の7項目の調査資料名を挙げている。すなわち、1 行政区劃圖、2 人口統計表、3 面積及人口密度表、4 時間帶圖、5 交通機関配置圖、6 上水・下水道配置圖、7 風致景勝地圖がそれである。「風致景勝地圖」は、調査資料として7番目に挙げられており、その作成のための指針が示されている。その後、1933（昭和8）年に「都市計画調査資料及計画標準ニ関スル件」が地方長官・都市計画地方委員長宛に内務次官通牒として通告された¹³⁾。この通牒の内容は前述の昭和2年「都市計画調査資料及決定標準」を概ね踏襲しているが、随所に修正と新規項目の追加が行われるとともに、より明確化されて示されている。昭和2年の都市計画区域調査資料の中に挙げられていた「風致景勝地圖」はこの通牒にも含まれている。ただし、作成のための指針内容は簡潔且つ整理された形で示されている。

昭和2年と昭和8年における「風致景勝地圖」の作成指針を表-3に示す。

d) 昭和8年に示された「風致地区決定標準」

1933（昭和8）年に内務次官通牒として提示された「都市計画調査資料及計画標準ニ関スル件」の中に、前述の「都市計画区域調査資料」・「街路決定標準」等とともに、新しい項目として「風致地区決定標準」¹⁴⁾も示されている。すなわち、この通牒には、都市計画区域調査資料としての「風致景勝地圖」とともに「風致地区決定標準」もあり、その指定のための指針が示されている。その内容は、前述の「風致景勝地圖」作成指針の内容・項目をすべて包含するとともに、さらに細分化され、より具体的に明示されている（表-4参照）。

このように、1919（大正8）年の旧法において初めて明文文化された「風致地区」は、同年の「史蹟名勝天然紀念物保存法」を視野に入れつつ、1927（昭和2）年の北村論文、および同年の「都市計画調査資料及決定標準」における「風致景勝地圖」、さらに、1933（昭和8）年の「都市計画調査資料及計画標準ニ関スル件」における「風致景勝地圖」、そして同年の「風致地区決定標準」によって、漸くその概念が確立されるに至ったのである。その内容は、自然・史蹟の保護から自然環境および歴史的環境の保全という、言わば“点”から“面”的広がりとしての景観へとその対象を広げていったことが窺える。

表-2 昭和2年「風致地区に就て」における風致地区の概念

1. 「山川草木の景乃至其等が添景を與へる趣」と解釈している。
2. 山川草木や奇岩怪石の風景のみだけに留らず、建築物による美的感興を湧起する風景。
3. 歴史的感興を湧起する風景また、時代の趣味性に適応する作物等。
4. 温泉都市または遊覧都市も含められる。
5. 現在風致あるところだけでなく、将来美化計画地とされる土地は該当しない。

（「風致地区に就て」を基に作成）

表-3 昭和2年と昭和8年の「風致景勝地圖」作成指針

（昭和2年）	（昭和8年）
1、市街地化ノ見込ミナキ風致景勝地	1、風致景勝地
2、地方古来ノ四季行楽遊憩地 （別荘地、沿岸地、公園及其附近地）	2、行楽遊憩地
3、風致景勝地ノ故ヲ以テ 宅地化スル見込アル地	3、歴史上顯著ナル土地
4、歴史上顯著ナル土地	

（「都市計画必携」、「戦災復興誌」を基に作成）

表-4 昭和8年風致地区決定標準

1. 季節ニ応ズル各種ノ風景地
2. 公園、社寺苑、水辺、林間、其ノ他公開慰楽地
3. 史的又ハ郷土的意義アル土地
4. 樹木ニ富メル土地
5. 望眺地
6. 前各号ノ附近地ニシテ
風致維持上必要アル地帯

（「戦災復興誌」を基に作成）

（2）足利風致地区の設定過程についての分析

a) 足利市の「風致景勝地圖」の分析

足利市の「風致景勝地圖」は3枚現存する。「風致景勝地圖」は、前述のとおり1927（昭和2）年の「都市計画調査資料及決定標準」において初めてその作成が提示された。足利市は、同年の1927年に旧法の適用を受け、1929（昭和4）年に都市計画区域が設定されている¹⁵⁾。それに伴い、足利市も「風致景勝地圖」の作成が行われたものと思われる。これら3枚の「風致景勝地圖」は、足利市教育委員会の協力により収集したものであり、未公表資料である。3枚のうち2枚は作業用と思われる、完成版と思われる地図が1枚である。

図-1に、作業用と思われる地図の全図を、図-2に、その地図の拡大（部分）と凡例を示す。凡例に示された項目を見ると、“水面”以外は昭和2年の指針と同じ表記であることから、足利市では昭和2年の指針を基に「風致景勝地圖」作成のための調査が行われたものと考えられる。さらに、この凡例に×印が付されていることから、その完成は新しい指針（整理された指針）が提示された昭和8年以降と思われる。この作業用地図には、凡例に表記された項目の“地方古来ノ四季行楽遊憩地”が3箇

所、“風致景勝地ノ故ヲ以テ宅地化スル見込アル地”が12箇所、そして、“歴史上顕著ナル土地”が3箇所示されており、計18箇所が記載されている。

次に、図-3に、完成版と思われる地図の全図を、図-4に、その地図の凡例を示す。凡例には、史蹟・社寺・公園のそれぞれの名称が示され、その数も12箇所と減っている。作業用地図に示された18箇所を統合および削除した状況が確認できる。この18箇所から12箇所への選定過程は不明であるが、最終的には“風致景勝地”として12箇所が設定されたことになる。

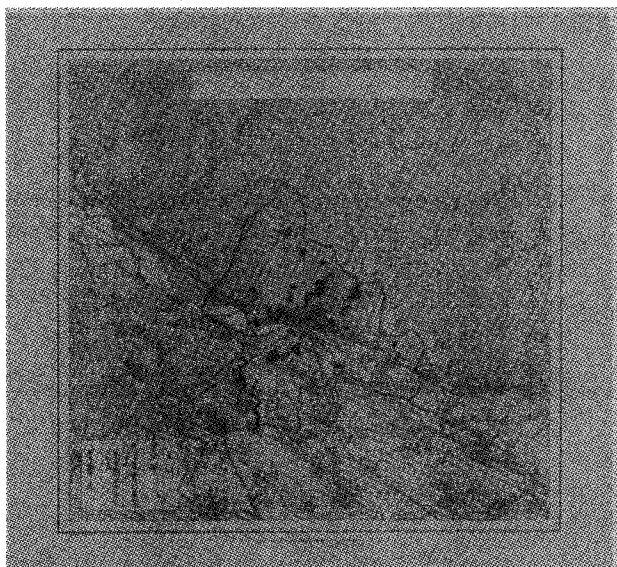


図-1 作業用地図（足利市所蔵）

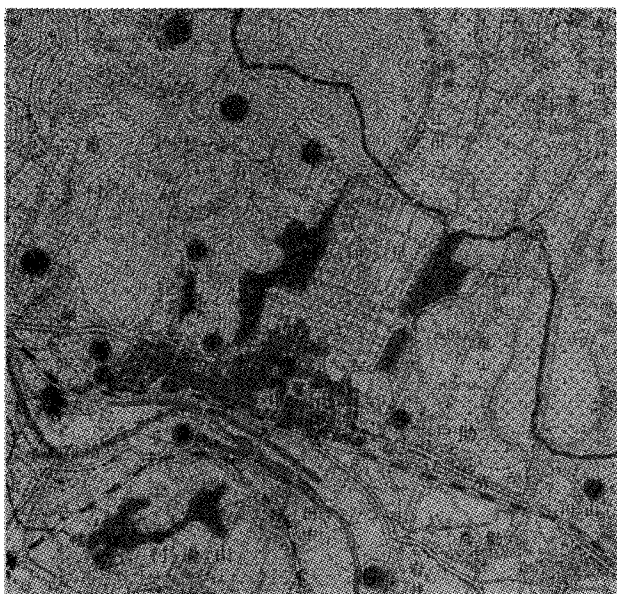


図-2 作業用地図の拡大（部分）および凡例



図-3 風致景勝地図（完成版）（足利市所蔵）

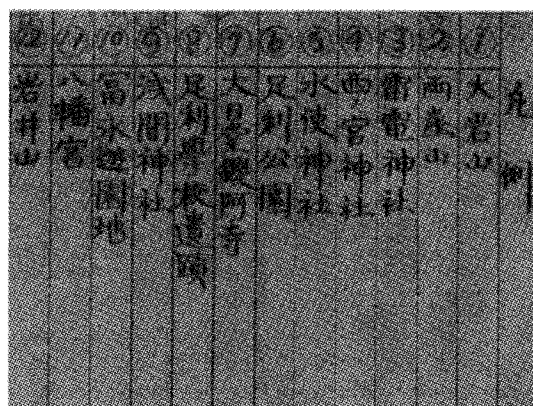


図-4 風致景勝地図（完成版）の凡例

b) “風致景勝地”12箇所の選定理由の検討

そこで、この“風致景勝地”12箇所の選定理由について検討を行った。ここでは、昭和初期において刊行されたパンフレット・新聞・絵葉書等の刊行物を基に、この12箇所がこれらの刊行物に名勝地として採り上げられているかどうかについて検証を行った。検証に用いた刊行物は、足利案内パンフレット3種（「足利市大観」¹⁶⁾、「名所地あしかが」¹⁷⁾、「足利名所案内の志ほり」^{註1)}）、新聞1種（「報知新聞特別付録—東日本名勝画報—両毛地方」¹⁸⁾）、絵葉書3種（「足利名所繪はがき」^{註2)}、「足利名勝繪葉書」^{註2)}、「足利十景」^{註2)}）である。このうち、発行年が記載されているのが「足利市大観」・「名所地あしかが」・「報知新聞特別付録」で昭和5年が2種、昭和9年が1種（参考文献の項参照）、発行年が記載されていない絵葉書3種も昭和7年～10年頃の発行と思われる（補注の項参照）。このようにして検証した結果、12箇所のうち11箇所が何れかの刊行物に採録されていることが確認された。このことから、これら11箇所の“風致景勝地”については、当時においてすでに名所として広く認識されていたものと推察される。“風致景勝地”12箇所と記載された刊行物の対照表を表-5に、また、刊

行物7種の表紙を図-5～図-11に示す。なお、表中の⑦大日堂銭阿寺と⑧足利学校遺蹟は、「史蹟名勝天然紀念物保存法」の適用により既に国指定の史蹟である¹⁹⁾。また、今回の調査では採録の確認ができなかった③雷電神社は、今回の調査の過程で、1928（昭和3）年2月に無格社から村社への列格を出願しそれが認可されるとともに（内務省三柄社第7号）、さらに、同年4月には神饌幣料供進神社に出願し、これも認可されている（栃木県指令社兵第1734号）²⁰⁾。このような一連の動きが“風致景勝地”の選定に関わりがあったのかどうかについて、調査が必要である。

表-5 12箇所の風致景勝地と掲載刊行物

①大岩山	「足利市大観」「名所地あしかが」
②両崖山	「足利十景」「足利市大観」「足利名勝繪はがき」 「足利名勝案内の志ほり」「名所地あしかが」
③雷電神社	
④西ノ宮神社	「名所地あしかが」
⑤水使神社	「足利市大観」
⑥足利公園	「報知新聞」「足利名勝繪葉書」「足利名勝案内の志ほり」 「名所地あしかが」「足利市大観」「足利名勝繪はがき」「足利十景」
⑦大日堂 銭阿寺	※国指定史蹟「報知新聞」「足利市大観」 「足利名勝繪はがき」「足利十景」「足利名勝繪葉書」 「足利名勝案内の志ほり」「名所地あしかが」
⑧足利学校 遺蹟	※国指定史蹟「足利名勝案内の志ほり」「名所地あしかが」 「足利十景」「足利名勝繪葉書」「足利市大観」 「足利名勝繪はがき」「足利名勝繪葉書」
⑨浅間神社	「足利市大観」
⑩富永遊園地	「足利市大観」「報知新聞」
⑪八幡宮	「名所地あしかが」
⑫岩井山	「足利十景」

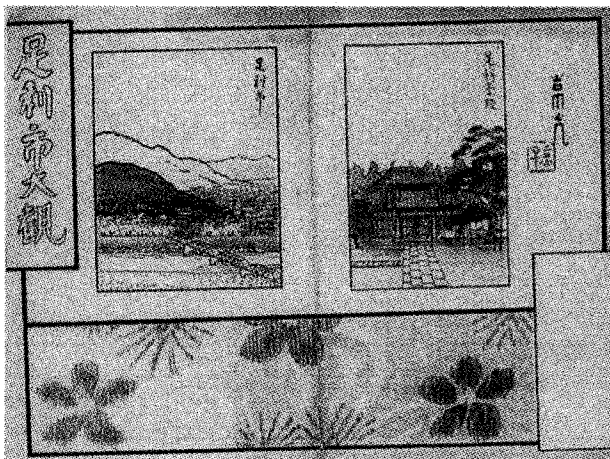


図-5 足利市大観（個人蔵）



図-6 名所地あしかが（個人蔵）

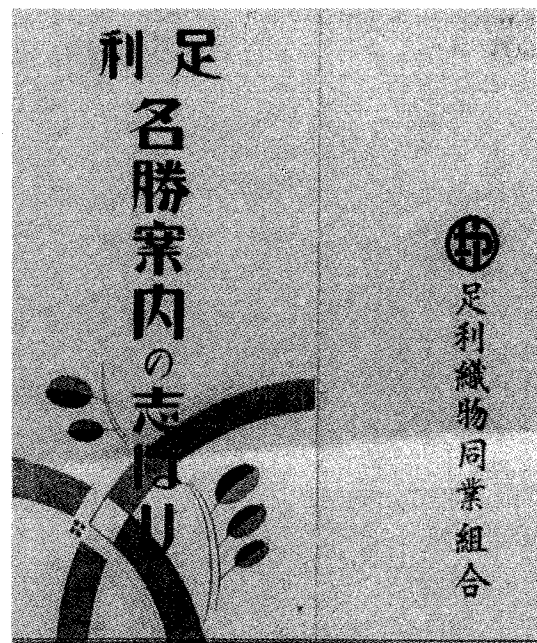
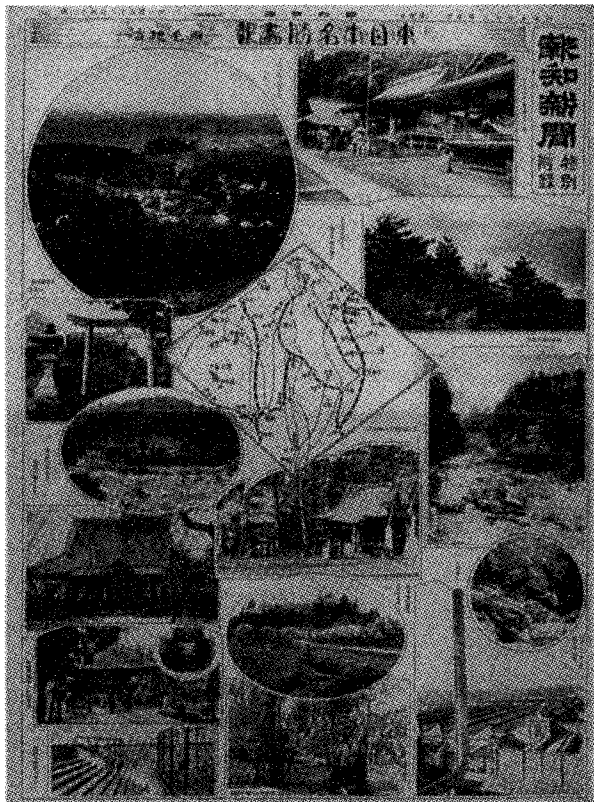
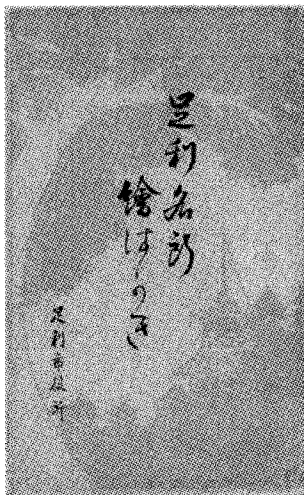


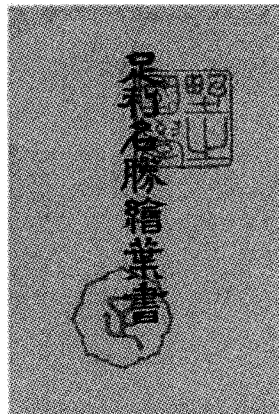
図-7 足利名勝案内の志ほり（個人蔵）



図－8 報知新聞特別付録－東日本名勝画報＝両毛地方＝
(個人蔵)



図－9 足利名所繪はがき (個人蔵)



図－10 足利名勝繪葉書 (個人蔵)



図－11 足利十景 (個人蔵)

(3) 足利風致地区の指定

a)昭和10年の都市計画栃木地方委員会における審議
1935(昭和10)年9月13日、都市計画栃木地方委員会第8回会議が栃木県会議事堂で開かれた²¹⁾。この会議の第10号議案が宇都宮風致地区、第12号議案が足利風致地区指定の件で、いずれも内務大臣・後藤文夫の付議案件であり、宇都宮風致地区指定の審議に引き続いて足利風致地区の審議が行われた。表－6に、この日の会議への出席者名とその役職を示す。会議は、会長(萱場軍蔵栃木県知事)が欠席のため、代わって栃木県書記官・山縣三郎が議長を務めている。内務大臣の付議案(足利風致地区6箇所の地区名・位置・面積)が示された後、都市計画地方委員会技師・峯村國吉(幹事番外)が本案件についての概要説明を行っている。この峯村國吉は内務省からの出向官吏であり、当時における都市計画地方委員会は知事を会長として中央の官僚や学識経験者、および府県議会議員・市議会議員、市長等の地方の委員が半数ずつにより構成されていたが、議案の作成は中央からの出向官吏(内務省官吏)が行っており、絶大な権限を有していた^{22)、23)}。

表－6 第8回都市計画栃木地方委員会の構成

番號	役職	出席者氏名
委員1番	東京逓信局長	佐谷 台二
2番	栃木県會議員	佐久間 渡
3番	栃木県書記官	山縣 三郎
5番	内務技師	辰馬 鎌藏
6番	陸軍歩兵大佐	關 亀治
7番	足利市長	久保 種一
8番	足利市會議員	堀越 喜三
9番	足利市會議員	木村 浅七
10番	足利市會議員	大谷 守太郎
11番	鐵道局長村上李平代理	川口 利雄
12番	栃木県書記官泉守紀代理	汐谷 薰
13番	鹿沼町會議員	太田 五郎平
15番	鹿沼町長代理	小谷 三平
17番	宇都宮市會議員	長谷川 善二郎
18番	宇都宮市會議員	松田 重太郎
19番	宇都宮市長	河合 長藏
幹事番外	地方技師	春藤 真三
"	都市計畫地方委員會技師	峯村 國吉

(「第8回都市計畫委員會々議録」を基に作成)



図－１２ 足利都市計画風致地区指定図（栃木県土木部所蔵）

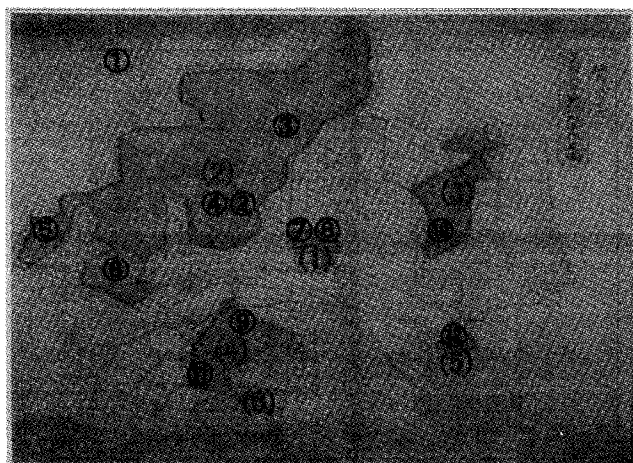
この説明の後、足利市長・久保種一（委員 7 番）が足利風致地区指定の意義と案件への賛成の意を表し、さらに補足説明として、本多静六博士^{注3)}が述べたという足利市の景観に対する高い評価について披露している（後述）。その後、採決が行われ、原案通り可決された。これを受けて、足利都市計画風致地区は、内務省告示第 551 号として 1935（昭和 10）年 10 月 5 日に内閣の認可を得た。

図－12 に、足利都市計画風致地区指定図を示す。

ｂ）足利風致地区と「風致景勝地図」との関連

足利風致地区の設定に向けた検討は、宇都宮風致地区と同時期に同様の手続きに則して進められた。当時の状況を示す足利風致地区の内務大臣宛内申のための資料は不明であるが、宇都宮風致地区設定に関わる常務委員会の記録が残っている²⁴⁾。それによると、1935（昭和 10）年 5 月 21 日に常務委員会が開かれ、内務大臣宛に内申すべく決議しており、そのための添付書類が示されている。添付書類は全部で 12 種類であり、その中に、「7 史蹟名勝天然記念物、風景地、名所調査圖」が含まれている。足利風致地区の指定は 1935（昭和 10）年であるので、その設定に向けた検討には 1933（昭和 8）年の「風致地区決定標準」が基になっていると考えるのが妥当である。しかしながら、内務大臣宛内申の際の添付書類の中に「7 史蹟名勝天然記念物、風景地、名所調査圖」が含まれているとおり、「風致景勝地図」が風致地区の設定過程に大きく関わっているものと考えられる。そこで、風致地区と「風致景勝地図」との関連について検討を行った。図－13 は、足利風致地区指定図に「風致景勝地図」を重ね合わせ、また、表－7 は、各風致地区と「風致景勝地」の対照表である。「風致景勝地」12 箇所のうち「①大岩山」を除く 11 箇所はすべて風致地区内に包含されている。風致地区内から外れた「①大岩山」は、足利でも最も風光明媚な「行道山」と一体となった景勝地である。この

「行道山」は、1932（昭和 7）年の足利都市計画区域の変更（拡張）の際、「…都市計画上ノ根幹計画ニ支障ナキ程度（の区域が妥当）…」⁽³⁾との理由から都市計画区域への編入が見送られた地域である。つまり、「行道山」と一体としての景勝地「①大岩山」は、都市計画区域に編入されなかった「行道山」とともに、風致地区からも除外されたと考えられる。因みに、前述の都市計画区域への編入見送りの説明を述べているのは都市計画地方委員会技師・峯村國吉であり、地方の都市計画に内務官僚が大きく関わっているのがここでも指摘される。ともあれ、「風致景勝地」12 箇所のうち「①大岩山」を除いた 11 箇所の景勝地は、単体としてすべて風致地区に包含され、このことは、風致地区は景勝地を核とした自然および歴史的景観の広がりとして指定されたことが窺える。



図－１３ 風致地区指定図と風致景勝地の関連図
（「足利都市計画風致地区指定図」と「風致景勝地図」を基に作成）

表－7 各風致地区と風致景勝地との対照

I. 風致地区	II. 風致景勝地
(1) 足利遺跡	⑦大日堂饒阿寺⑧足利学校遺跡
(2) 両崖山	②両崖山③雷電神社④西ノ宮神社⑤水使神社⑥足利公園
(3) 東山	⑩富永遊園地
(4) 浅間山	⑨浅間神社⑪八幡宮
(5) 岩井山	⑩岩井山
(6) 明神山	なし

（４）足利風致地区の特徴についての分析

ａ）足利風致地区の性格

足利風致地区が指定されたのは 1935（昭和 10）年であり、全国的に風致地区指定が積極的に運用されていく状況を呈する時期で、5 年後の 1940（昭和 15）年には全国で計 464 地区が風致地区に指定されている。その先駆となったのは 1926（大正 15）年の東京・明治神宮周辺であり、この指定には、天皇制の維持・強化としての所謂国家体制との関わりが指摘されている²⁵⁾。また、京都では 1930（昭和 5）年に第 1 回目の風致地区指定が行われているが、産業政策の一手段としての観光資源の保全（観光都市化）を目的としていたことが指摘されている²⁶⁾。これに対して栃木県では、都市計画地方委員会技師・峯村國吉が前述の都市計画栃木地方委員会第 8 回会議の席上において、宇都宮風致地区指定の概略説明の前に、「…

(都市は)・・・保健的デアリ且自然美に富ミ快適ナ土地デアルコトガ必要デアルコトハ申スマデモナイ・・・」⁽⁴⁾と述べるとともに、足利風致地区の概略説明において、「・・・(足利風致地区全体に対して)遊覧、散歩、居住ニ適スル様ニ・・・」⁽⁵⁾と述べている。さらに、前述のとおり足利市は、小規模ながら国指定史蹟である足利学校址と鰻阿寺、および足利公園といった地元住民や近隣から訪れる名所・旧跡があり、その内容・状況は当時の刊行物で検証してきたところである。これらのことから、足利風致地区は、地方都市、それも大きな観光資源を有しない一地方都市として、近隣地域および地域住民の慰楽・保健衛生のために必要な地区としての位置づけだったものと推察される。

b) 景観の現状維持から創造への移行

前述の都市計画地方委員会技師・峯村國吉は、都市計画栃木地方委員会第8回会議における宇都宮風致地区指定の概略説明の中で、「・・・風致維持ト申シマシテモ徒ニ現状墨守デハナク積極的ニ人工ヲ加ヘ景趣ヲ保育スルノハ寧ロ望ムノデアリマス。・・・」⁽⁶⁾との考えを示し、続いて審議された足利の場合も同様であるとしている。このことは、4(1)わが国における風致地区の概念の確立で述べたとおり、“点”から“面”へという保護手法の思潮とともに、景観に対して“保護・維持”から積極的に人工の手を加える“創造”への移行を示している。これは、各地における事例を踏まえつつ、一元的に統一性を持って計画立案に当たっていた内務官僚の発言であり、このような“創造”という思潮が、少なからず当時において確立されていたものと思われる。しかしながら、足利風致地区の指定では、6箇所の風致地区のうち“創造”の方向での指定は「足利史蹟風致地区」の1地区のみであり、他の5地区は“保護・維持”を主眼としている(表-8参照)^{註4)}。このような背景には、前述の本多静六博士の言として足利市長・久保種一により紹介された内容が大きく関わっているものと思われる。曰く、「・・・足利市ハ史蹟ニ富ミ旧蹟アリ風致マタ良ク、都市其ノママガ公園トシテノ性質ヲ有スル・・・」⁽⁷⁾。すなわち、時代とともに形成されてきた町並みと、継承されてきた自然景観との融合により、新たな景観の創造を必要としない美的感興がすでに形成されていたことを示唆しているのである。

表-8 足利風致地区6地区の概要

(1) 足利史蹟	コノ地区ハ史蹟トシテ附近地ニ亘リ景観ヲ保育シテ其價値ヲ高メントスル...
(2) 両崖山	両崖山、機神山、蓮傍寺山等一脈ノ山地部ト山麓ノ平地ヲ包ム廣大ナル地区...
(3) 東山	市ノ東方ノ丘陵地ト山麓デアリ...
(4) 岩井山	地籍ハ毛野村デ渡良瀬川左岸ノ一山居然タル岩山デ岩井山城趾...
(5) 浅間山	渡良瀬川右岸山辺村地籍ニ属スル山姿優雅ノ丘陵地...
(6) 明神山	浅間山風致地区ト同一ノ地区...其ノ南ニ位置シテオル小丘...

(「第8回都市計画委員会々議録」を基に作成)

5. まとめ

本研究の成果は、以下のとおりである。

- (1) わが国における風致保護の概念は、古美術・工芸品・社寺等の文化財の保護に端を発し、それらは史蹟(歴史的資産)として捉えられるとともに、さらに名勝・天然記念物といった景勝地(自然的資産)へも対象を広げていった。
- (2) このような保護思想の一応の結実となったのが風致地区の指定である。その内容は、史蹟等を含めたその周辺地域の自然環境の保護であり、言わば個々(点)から総括的(面)保護への移行であった。また、風致行政の手法は、資産の保護・維持から、昭和前期以降は積極的な景観の創造へと転換した。
- (3) 足利風致地区の指定は、地方都市、それも大きな観光資源を有しない一地方都市としての指定であった。すなわち、近隣地域における遊覧都市としての認識であり、近隣地域および地域住民の慰楽・保健衛生を目的とした地区としての位置づけである。このような位置づけは、多くの地方都市に該当すると考えられるが、これについては今後検証したい。
- (4) 足利風致地区は、都市計画調査資料として作成された「風致景勝地図」を基として、当時の思潮である点(風致景勝地)を包含する面としての景観の広がりを対象として設定された。また、もう一つの思潮である景趣の創造は6地区のうち1地区にとどまったが、それは、市域全体がすでに美的景観に富んでいたことを示している。このことは、後世への遺産としての位置づけによる地域資源の活用施策の方向性として、今後の景観行政に示唆を与えるものと思われる。

謝 辞

本研究に際し、資料の収集・掘り起こしにご協力を賜った栃木県土木部都市計画課大森秀紀氏、長谷川教高氏、ならびに足利市教育委員会文化課歴史博物館準備室長の金子孝行氏、橋本康成氏に対し深甚なる謝意を表します。さらに、足利市の昭和初期における貴重な刊行物のご提供を賜った岩月達之氏、川田穰氏に深く感謝申し上げます。また、調査および論文作成にあたっては、足利工業大学都市環境工学科土木史研究室の卒業研究生である上原憲人君、長谷川友君、阿部大輔君、中山聡君、吉田智君に献身的なご協力を頂いた。ここに、記して御礼申し上げます。

補 注

- 注1)「足利名所案内の志はり」は、足利織物同業組合が発行した足利の名勝地案内のパンフレットである。この中に、1932(昭和7)年に田中絹代をモデルとして作成されたポスターが掲載されており、新規性というパンフレットの性格から考えると、このパンフレットはポスター作成後間もない時期に発行されたものと思われる。
- 注2)「足利名所繪はがき」は足利市役所が発行しており、昭和9年竣工の渡良瀬橋の絵葉書が含まれている。「足利十景」にも同じ渡良瀬橋が描かれており、昭和10年頃の発行と思われる。また「足利名勝繪葉書」は、同じ渡良瀬橋とともに船橋時代の中橋(昭和11年に現橋竣工)が含まれていることから、昭和9年乃至10年頃の発行と思われる。
- 注3)本多静六林学博士は、日比谷公園や明治神宮神苑の設計者としても著名な当時における造園学の権威であり、足利公園(明治16年に開設された栃木県初の公園)の改良計画の依頼を受け、足利には1923(大正12)年5月19日に訪れている。足利の景観に対する感慨は、この折の発言と思われる。
- 注4)「足利史蹟風致地区」については、「…附近地ニ亙り景観ヲ保育シテ其価値ヲ高メント…」として、“創造”の方向性を示しているが、他の5地区については、各地区の説明の後に総括として「…天然ノ風景ノ特色ヲ失ハナイ様ニ固有ノ景趣景観ヲ一層ヨクスル様ニ保護シ助長シテ…」と述べている。この“助長”という表現は、前後の内容から判断すると“保護・維持”をさらに深化させるという意味に解釈される。

引用文献

- (1)『官報(第1999号)』, p. 130, 大正8年4月5日
- (2)『官報(第2196号)』, p. 768, 大正8年11月28日
- (3)都市計画栃木地方委員会:『足利都市計画区域追加関係図書』, 昭和7年9月
- (4)都市計画地方委員会:『第8回都市計画委員会々議録』, 昭和10年9月
- (5)前掲(4)に同じ
- (6)前掲(4)に同じ
- (7)前掲(4)に同じ

参考文献

- 1)文化財保護委員会編:『文化財保護の歩み』, pp. 12~23, 1960年
- 2)『官報(第2003号)』, pp. 233~234, 大正8年4月10日
- 3)前掲1)に同じ。pp. 75~77
- 4)『栃木縣報(第805号)』, 栃木縣庁, p. 49, 大正9年9月21日

- 5)『栃木縣報(第874号)』, 栃木縣庁, p. 155, 大正10年5月31日
- 6)栃木縣庁編纂:『現行栃木縣令達全集(第一編)』(再販), 帝国地方行政會, pp. 97~98, 昭和4年7月1日
- 7)『栃木縣史蹟名勝天然紀念物調査報告(第一輯)』, 栃木縣, 大正15年4月
- 8)『栃木縣史蹟名勝天然紀念物調査報告(第二輯)』, 栃木縣, 昭和2年3月
- 9)『栃木縣史蹟名勝天然紀念物調査報告(第三輯)』, 栃木縣, 昭和3年3月
- 10)西村幸夫・他:『日本の風景計画』, 学芸出版社, pp. 19~21, 2003年
- 11)北村徳太郎:「風致地區に就て」, 『都市公論』所収, 都市研究會, pp. 2~7, 1927年
- 12)『都市計畫必携』, 都市研究會, pp. 103~121, 1928年
- 13)建設省編:『戦災復興誌 第壹巻 計画事業編』, 都市計画協会, pp. 94~131, 1959年
- 14)前掲13)に同じ。pp. 129~131
- 15)『足利市報(第82号)』, 昭和4年6月20日
- 16)足利市社會課:『足利市大観』, 足利之大観社, 1930年
- 17)『名所地あしかが』, 永倉活版所, 1934年
- 18)『報知新聞特別付録 東日本名勝面報=両毛地方=』, 昭和5年12月5日
- 19)足利市:『大正11年事務報告書』, p. 9, 大正12年2月
- 20)足利市:『昭和4年事務報告書』, p. 19, 昭和5年2月
- 21)都市計畫地方委員会:『第8回都市計畫委員会々議録』, 昭和10年9月
- 22)国土政策機構編:『国土を創った土木技術者たち』, 鹿島出版会, p. 206, 2001年
- 23)石田頼房:『日本近現代都市計画の展開』, 自治体研究社, p. 88, 2004年
- 24)都市計畫栃木地方委員会:『宇都宮都市計畫風致地區』, 昭和10年10月
- 25)伊東孝:昭和戦前期における美観思潮とその機能性格・機能, 第13回日本都市計画学会学術研究発表会論文集, pp. 295~300, 1979年
- 26)中林浩:1930年代における景観・都市美についての計画理念, 第17回日本都市計画学会学術研究発表会論文集, pp. 433~438, 1983年